

肥料価格高騰対策事業実施要領

制定：令和3年12月20日付け3農産第2156号
一部改正：令和4年4月28日付け4農産第624号
一部改正：令和4年8月3日付け4農産第624号-2
一部改正：令和4年11月22日付け4農産第624号-4
一部改正：令和5年3月31日付け4農産第624号-5
一部改正：令和5年7月12日付け5農産第1275号-1

農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

肥料価格高騰対策事業の実施については、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業実施主体（都道府県協議会）

交付等要綱第4の農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める要件を満たす都道府県等により構成される協議会とは、1の要件を満たし、2の（4）の承認を得た協議会（以下「都道府県協議会」という。）とする。

また、交付等要綱第7第1項及び第2項の農産局長が別に定める業務方法書の作成及び変更等の手続は、2の（2）から（4）まで及び（7）のとおりとする。

1 要件

- （1）代表者が定められていること。
- （2）構成員に都道府県が含まれていること。ただし、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が特に認める場合は、この限りでない。
- （3）組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- （4）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 手続

- （1）都道府県協議会の設立に当たっては、以下に掲げる都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

なお、既存の都道府県協議会を活用する場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

ア 協議会規約

イ 事務処理規程

ウ 会計処理規程

エ 文書取扱規程

オ 内部監査実施規程

- （2）都道府県協議会長は、本事業の協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する

地方農政局長等に会員名簿、協議会規約等及び業務方法書を添えて、別紙様式第1号により協議会の承認を申請しなければならない。

- (3) 業務方法書には、本事業に係る申請、補助金の管理、支払、実績の報告及び補助金の返還に係る事項並びにその他業務運営に必要な事項を記載するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- (5) 都道府県協議会長は、本事業に係る協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別紙様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(4)に準ずるものとする。
- (6) 都道府県協議会長は、(1)のイからオまでの本事業に係る規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別紙様式第3号により届け出なければならない。
- (7) 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に別紙様式第4号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(4)に準ずるものとする。
- (8) 地方農政局長等は、都道府県協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は交付等要綱第5に定める補助事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、(4)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ、農産局長からとるべき措置についての指示を受けなければならない。また、(4)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県協議会長に通知しなければならない。

第3 取組実施者（農業者の組織する団体等）

交付等要綱第5第1項第1号アの農産局長が別に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）とは、以下の要件を満たす農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等とする。

- 1 別記1の第2の1に取り組む農業者（以下「参加農業者」という。）を参加させ、参加農業者は5人以上とすること。
- 2 代表者が定められていること。
- 3 別記1の第2の1の取組の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- 4 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること。

第4 地域協議会（市町村等により構成される協議会）

交付等要綱第5第1項第1号イの農産局長が別に定める要件を満たす市町村等により構成される協議会とは、1の要件を満たし、2の(4)の承認を得た協議会（以下「地域協議会」という。）とする。

1 要件

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 構成員に市町村が含まれており、原則として、単独の市町村の区域又はその区域以上の区域を地域協議会の振興対象の区域としていること。
- (3) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行

体制が整備されていること。

2 手続

(1) 地域協議会の設立に当たっては、以下に掲げる地域協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「地域協議会規約等」という。）を定めるとともに、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

なお、既存の地域協議会を活用する場合には、必要に応じて地域協議会規約等を改正するものとする。

ア 協議会規約

イ 事務処理規程

ウ 会計処理規程

エ 文書取扱規程

オ 内部監査実施規程

(2) 地域協議会長は、本事業の地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に会員名簿、地域協議会規約等及び業務方法書を添えて、参考様式第1号により地域協議会の承認を申請しなければならない。

(3) 業務方法書には、本事業に係る申請、交付金の管理、支払、実績の報告及び交付金の返還に係る事項並びにその他業務運営に必要な事項を記載するものとする。

(4) 都道府県協議会長は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知しなければならない。

(5) 地域協議会長は、本事業に係る地域協議会規約を変更しようとするときは、都道府県協議会長に参考様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う審査から承認の通知までの手続は(4)に準ずるものとする。

(6) 地域協議会長は、(1)のイからオまでの本事業に係る規程を変更したときは、速やかに都道府県協議会長に参考様式第3号により届け出なければならない。

(7) 地域協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、都道府県協議会長に参考様式第4号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う審査から承認の通知までの手続は、(4)に準ずるものとする。

(8) 都道府県協議会長は、地域協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は交付等要綱第5に定める補助事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、(4)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方農政局長等からとるべき措置についての指示を受けなければならない。また、(4)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

第5 事業の内容

事業実施主体は、以下に掲げる事業を行うものとする。

なお、交付等要綱第5ただし書の農産局長が別に定める事業を実施する場合には、農産局長はこの規定による制約を受けない通知を別途定めることができるものとする。

1 肥料価格高騰対策事業

次のア及びイに掲げる事業を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

ア 肥料価格高騰対策事業

別記1に基づき、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む取組実施者に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行う。

イ 化学肥料低減定着対策事業 ：別記2 → P13

別記2に基づき、地域協議会に対して、地域において農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための交付金の交付を行う。

2 肥料価格高騰対策推進事業

別記3に基づき、1の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、取組実施者及び地域協議会が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

第6 補助金の交付額

- 1 国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。
- 2 国は、事業実施主体の交付申請見込額の全国の総額が予算を上回る場合には、不公平が生じないように調整を行うものとする。

第7 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費及び補助率は、別記1、別記2及び別記3に掲げるとおりとする。事業実施主体は、本事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、別表の費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 2 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

第8 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げるものは補助対象としない。ただし、第5の1のイの事業にあつては、2及び3を除く。

- 1 事業実施主体、取組実施者及び地域協議会の運営に係る経費
- 2 肥料、土壌改良資材及び緑肥種子の購入費
- 3 1件当たりの取得価格が50万円以上の器具、機械等の購入費
- 4 パソコン、デジタルカメラ等の汎用性のある備品の購入費
- 5 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 6 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 7 飲食費
- 8 補助金の交付決定前に支出される経費（交付等要綱第13第1項に定める交付決定前着手届を提出している場合及び別記2の第4の1に該当する経費を除く。）
- 9 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- 10 国が補助する他の事業と重複する経費
- 11 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものであるとして証明できない経費

第9 取組実施者及び地域協議会の募集方法

取組実施者及び地域協議会については、それぞれの事業実施主体において募集を行うものとする。

第10 事業実施の手続等

交付等要綱第7第3項の農産局長が別に定める事業実施計画書の作成及び第7第4項の農産局長が別に定める事業実施計画書の変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）の手続は、第5の1のア及び2の事業を実施しようとするときは1のとおりとし、第5の1のイの事業を実施しようとするときは2のとおりとする。

1 第5の1のア及び2の事業

(1) 事業実施計画書の作成及び変更等

ア 事業実施主体は、別紙様式第5-1号により事業実施計画書を作成し、交付等要綱第10第1項に定める交付申請書とともに、地方農政局長等が別に通知する日までに地方農政局長等に提出するものとする。

イ 事業実施計画書の重要な変更（交付等要綱の別表の重要な変更の欄に係るものに限る。）については、交付等要綱第16第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

(2) 取組計画書の作成及び変更等

ア 取組実施者は、参加農業者が作成する参考様式第6号に定める化学肥料低減計画書が適正であることを確認した上で、参考様式第5-1号に定める取組計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

取組実施者から事業実施主体への取組計画書の提出は、事業実施主体が定めた申請期限内に行うものとし、かつ、その期限は原則として令和5年8月31日までとする。

ただし、事業実施主体において既に令和5年8月31日を超える申請期限を定めており、申請期限の前倒しが困難である場合は、別紙様式第6号により地方農政局長等と協議を行い、地方農政局長等が認めたものに限り令和5年8月31日以降を申請期限とすることができるものとする。

また、取組実施者において事故等のやむを得ない事情が生じ、事業実施主体が定めた申請期限内に取組計画書を提出することが困難となった場合において、事業実施主体は、別紙様式第7号によりあらかじめ地方農政局長等と協議を行い、地方農政局長等が認めたものに限り、申請期限以降も取組計画書の提出を受けることができるものとする。

イ 取組計画書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について審査を行い、取組実施者に別記1の第2の2に定める支援金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに参考様式第7号により通知するものとする。

ウ 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合には、ア及びイに準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については、事業実施主体に届出を行うものとする。

(3) 事業実績の報告

事業実施主体は、交付等要綱第21第1項に定める実績報告書を作成するに当たり、ア及びイを実施するものとする。

ア 事業実施主体は、取組実施者に対し、参考様式第8号により取組実績報告書を提出させるものとする。

イ アの提出を受けた事業実施主体は、その内容が適切なものであることについて、

確認を行うものとする。

2 第5の1のイの事業

(1) 事業実施計画書及び地域計画書の作成及び変更等

ア 地域協議会は、参考様式第9号に基づき、地域において化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための取組内容等を定めた地域計画書を作成し、事業実施主体に提出して承認を受けなければならない。

イ 地域計画書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について審査を行い、別記2に照らして適当と認められる場合は、別紙様式第8号により地方農政局長等に協議を行うものとする。

ウ 地域計画書の協議を受けた地方農政局長等は、その内容を確認し、妥当性について意見を付した上で、農産局長に報告するものとする。

エ ウの報告を受けた農産局長は、地方農政局長等の意見を踏まえ、妥当でないと判断される地域計画書（地域計画書のうち一部の取組が妥当でないと判断される場合は一部取組）を除き、予算の範囲内で採択すべき地域計画書の選定を行い、選定結果について地方農政局長等に報告するものとする。

なお、地域計画書の選定に当たっては、報告を受けた地域計画書のうち、他の地域計画書より、記載された取組面積（妥当でないと判断された取組に係る取組面積を除く。）が多く、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先的に選定するものとする。

オ 地方農政局長等は農産局長の報告を受け、事業実施主体に採択すべき地域計画書（地域計画書のうち一部の取組が妥当でない場合はその旨）について通知するものとする。

カ 事業実施主体は、オの通知に基づき、別紙様式第9号により事業実施計画書を作成するとともに、交付等要綱第10第1項に定める交付申請書を作成し、地方農政局長等が別に通知する日までに地方農政局長等に提出するものとする。

キ カの提出を受けた地方農政局長等は、その内容を確認し、事業実施主体に対して採択する旨を通知するものとする。

ク キの通知を受けた事業実施主体は、速やかに参考様式第10号により地域計画書を提出した地域協議会に承認結果（地域計画書のうち一部の取組を承認する場合はその旨）を通知するものとする。

ケ 地域協議会は、地域計画書の変更を行う場合には、参考様式第11号により変更等承認申請書を作成し、事業実施主体に提出して承認を受けなければならない。

コ 地域計画書の提出を受けた事業実施主体は、イに準じて地方農政局長等に協議を行うものとする。

サ コの地域計画書の協議を受けた地方農政局長等は、その内容を確認し、妥当であるか否かを事業実施主体に通知するものとする。

シ 事業実施主体は、クに準じて、地域協議会に計画変更の承認結果を通知するものとする。

ス 事業実施計画の重要な変更（交付等要綱の別表の重要な変更の欄に係るものに限る。）については、交付等要綱第16第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

(2) 事業実績の報告

事業実施主体は、交付等要綱第21第1項に定める実績報告書を作成するに当たり、アからウまでを実施するものとする。

ア 事業実施主体は、地域協議会に対しては参考様式第12号により、事業実績報告

書を提出させるものとする。

イ 事業実績報告書には、別記2第2の8の取組実績の確認方法として作成又は収集した書類を添付するものとする。また、取組内容として機械の導入又はリース導入の取組を位置付けている場合は、別記2第2の3の拡大計画を添付するものとする。

ウ アの提出を受けた事業実施主体は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第11 補助金の返還

1 補助金の返還

事業実施主体は、補助金の交付を受けた取組実施者又は地域協議会が、補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の取組実施者又は地域協議会の責めに帰さない事情により、取組計画書又は地域計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、取組実施者又は地域協議会が補助金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該取組実施者又は地域協議会に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- (2) (1) により補助金の返還があった場合は、事業実施主体は当該返還額を国に返還するものとする。
- (3) 事業実施主体は、1により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (3) により返還を求められた金額を支払わない取組実施者又は地域協議会があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、必要に応じて取組実施者又は地域協議会に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第12 事業実施状況の報告等

交付等要綱第29の農産局長が別に定める事業の実施状況の報告については、以下のとおり行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の実施状況について、別紙様式第10-1号により事業実施状況報告書を作成し、令和6年12月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第13 事業の評価等

交付等要綱第29の農産局長が別に定める事業の評価の報告については、以下のとおり

行うものとする。

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、評価を行い、別紙様式第10-1号により評価報告書を作成し、令和6年12月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、評価報告書の作成にあたり、取組実施者に対し、参加農業者が作成する参考様式第14号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、参考様式第13-1号に定める取組実施状況報告書を作成させ、提出させるものとする。
- 3 2の提出を受けた事業実施主体は、その内容について確認を行うものとする。その際、第5の1のアの事業にあっては、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。
- 4 3の確認を円滑かつ適正に行うため、事業実施主体は、取組実施者に対しては化学肥料の低減の取組に関する記録を、また、地域協議会に対しては交付対象者（第5の1のイの事業において、地域協議会からの交付の対象となった者をいう。以下同じ。）の取組の実績に関する記録を保存するよう指導しなければならない。
- 5 地方農政局長等は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体、取組実施者又は地域協議会は、地方農政局長等の求めに応じ、調査に協力するものとする。

第14 取組の中間報告等

- 1 事業実施主体は、取組実施者に対し、参考様式第15号により、令和5年12月末日までに取組中間報告書を提出させるものとする。
- 2 1の提出を受けた事業実施主体は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第15 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費として、事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者が自社製品の調達又は関係会社からの調達を行う場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかににかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者が以下の（1）から（3）までのいずれかから調達を受ける場合（ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

（1）事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者自身

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体若しくは取組実施者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体又は取組実施者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかににかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者の関係会社

2 利益等排除の方向

（1）事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体、取組実施者、地域協議会又は交付対象者の関係会社からの調達の
場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第16 証拠書類の保管

1 取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 別記1の第2の1の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）

(2) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

2 地域協議会は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(2) 交付対象者から提出された書類

(3) 交付対象者への指導監督に係る書類

(4) 交付対象者への交付金交付を証明する書類（振込明細書等）

(5) 別記2第2の8の取組実績の確認方法として、作成又は収集した書類

3 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(2) 取組実施者及び地域協議会から提出された書類

(3) 取組実施者及び地域協議会への指導監督に係る書類

(4) 取組実施者及び地域協議会への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

(5) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（給与振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

附 則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の肥料コスト低減体系緊急転換事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月22日から施行する。
- 2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月12日から施行する。
- 2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、第10の1の(2)のアの改正規定を除き、なお従前の例による。

別記1（第3、第5、第7関係）

肥料価格高騰対策事業

第1 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

2の支援金の交付を受ける参加農業者にあつては、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組として、令和4年度又は令和5年度において以下の項目のうち2つ以上の項目に取り組むものとする。その際、前年までに行っている取組を強化することも、これに含めるものとする。

ただし、前年までに既に2つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1つ以上の項目に新たに取り組む、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

ア 土壌診断による施肥設計

イ 生育診断による施肥設計

ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入

エ 堆肥の利用

オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）

カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）

キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用

ク 緑肥作物の利用

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用

コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用

サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）

シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用

ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用

セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）

ソ その他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下「地域特認技術」という。）の利用

(2) 地域特認技術の認定方法

前号のソに定める地域特認技術は、取組実施者の申請に基づき、事業実施主体が認定するものとし、その認定に当たっての手続は次のとおりとする。

ア 事業実施主体は、取組実施者から、別紙様式第11号により地域特認技術の認定申請があつた場合、都道府県の意見を聴取した上で、技術的観点から審査を行い、当該技術等の導入前後で化学肥料の使用量の低減効果を有すると認められる場合は、これを地域特認技術として認定するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより地域特認技術の認定を行った場合は、取組実施者に対して別紙様式第13号により通知するとともに、速やかにその写しを添えて地方農政

局長等に報告するものとする。

ウ ア及びイに関わらず、事業実施主体は、地域における化学肥料の使用量の低減効果等が明らかであり、地域特認技術として認定することが適当と考えられる技術等がある場合には、別紙様式第12号により地方農政局長等と協議の上で、地域特認技術としてあらかじめ位置づけることができるものとする。

2 支援金の額の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援金の額 = (当年の肥料費 - 前年の肥料費) × 0.7

前年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9

(2) 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

(3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。

第3 補助対象経費

取組実施者に対する支援金に限るものとする。

第4 肥料価格高騰対策事業を実施する事業実施主体への補助率は、定額とする。

別記2（第5、第7、第10、第16関係）

化学肥料低減定着対策事業

第1 事業の目的

地域において農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための支援を通じて、肥料原料の国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制の確立を図る。

第2 事業の内容

- 1 本要領第10の2の規定により地域協議会から事業実施主体に提出する地域計画書には、地域において化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための交付金の交付を行うため、当該交付金の取組内容等を記載した個票（以下「取組個票」という。）を添付しなければならない。取組個票には次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 個票番号
 - (2) 取組の名称
 - (3) 取組の目的
 - (4) 別記1第2の1の(1)のアからソまでの取組項目
 - (5) 交付対象とする取組内容
 - (6) 交付対象者
 - (7) 交付単価
 - (8) 交付単価の設定根拠
 - (9) 取組実績の確認方法
 - (10) 取組予定面積
 - (11) 事業費
 - (12) (11)のうち交付金の所要額
- 2 前項の(5)の交付対象とする取組内容は、地域内の農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組である別記1第2の1の(1)アからソまでの取組の定着を支援する取組に限るものとする。機械の導入及びリース導入の取組については位置付けることができるものとするが、施設の整備の取組については位置付けることができないものとする。
- 3 1の(5)の交付対象とする取組内容として機械の導入又はリース導入の取組を位置付ける場合は、当該機械を導入することによって過去の実績と比較し、地域内において当該取組が拡大することを示す計画（以下「拡大計画」という。）を作成することを交付対象者の要件とするものとする。
- 4 1の(6)の交付対象者は、農業者、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、地方公共団体のいずれかであることとし、取組個票に交付対象者の名称を記載するものとする。
- 5 機械の導入及びリース導入の取組を除き、1の(6)の交付対象者が農業者以外である場合は、1の(5)の交付対象とする取組内容において、農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着に資する取組であることが明らかになるよう、交付金の交付の条件を記載しなければならない。その際、交付対象となる取組に係る料金及び農業者の負担額の適正性を確保するために必要な条件を設定しなければならない。
- 6 1の(7)の交付単価の設定方法は、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて

掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額を上限として設定する方法によるものとする。

7 1の(8)の交付単価の設定根拠は、以下のとおりとする。

(1) 行政機関や業界団体等による公表データ、学術機関等による調査研究結果、過去に地域内において行われている物品の販売やサービスの提供に係る単価などの客観性のあるデータを用いて算出するものとし、地域計画書の提出に当たっては、当該交付単価の設定根拠に用いたデータを添付するものとする。

(2) (1)の算出に当たっては、今般の価格高騰など特殊な状況により平年とは著しく異なる数値が含まれている場合は当該数値を除くなど、適正な数値が用いられたデータを用いなければならない。

8 1の(9)の取組実績の確認方法は、取組個票ごとの取組内容等に応じて、以下の書類を地域協議会において作成又は収集する方法によるものとする。

(1) 取組内容が物品の販売である場合は、交付対象者と物品の販売の相手方ごとの注文日、納品日、数量及び販売額が確認できる書類(例えば、注文書、領収書、請求書等)、取組内容がサービスの提供である場合は、交付対象者とサービス提供の相手方ごとの契約日、サービスの提供日、提供数量及び契約額が確認できる書類(例えば、契約書、領収書、請求書等)とする。

(2) 1の(5)の交付対象とする取組内容において交付対象者が行う物品の販売又はサービスの提供の契約金額が適正であることが確認できる書類(交付金によって地域内の農業者の負担する金額が交付金と同額かそれ以上低下していることを明らかにするとともに、例年又は通常の商品の販売又はサービス提供単価との関係で適正な単価の設定が行われていることを証明する書類)

(3) 以下の者の氏名又は名称及び居住又は所在する市町村を一覧とした書類

ア 交付対象者が1の(5)の交付対象とする取組によって、物品の販売又はサービスの提供を行った地域内の農業者(農業者の組織する団体が、地域内の複数の農業者に対する物品の販売又はサービスの提供を交付対象者とまとめて契約を行った場合は、当該地域内の農業者)

イ 交付対象者が1の(5)の交付対象とする取組によって、導入又はリース導入した機械の利用を行う地域内の事業者及び農業者

9 地域計画書には、複数の取組個票を添付することを妨げないものとする。

10 地域計画書には、地域協議会における本事業の推進に係る費用を計上することができるものとする。

11 地域計画書には、本事業に係る交付金の合計が都道府県協議会から交付された交付金額を超えた場合における各交付対象者に交付する交付金額の調整方法を定めなければならない。

12 その他、地域計画書の作成に当たって必要な事項は、農産局長が別に定めるところによる。

第3 地域計画書の審査等

地域計画書のうち取組個票に記載された内容が別表2に掲げる基本的な取組と同様の場合にあつては、第10の2の(1)のイの審査及び同ウの確認を一部省略できるものとする。

別表2 → p20以降

第4 補助対象経費

1 交付対象者が交付を受ける交付金の補助対象経費は、令和5年6月以降に開始される

取組に係る経費であり、別記2第2の1の(5)の交付対象とする取組に必要な経費として、地方農政局長等に協議を行い、都道府県協議会に採択を受けた地域計画書に記載したものに限るものとする。

- 2 地域協議会における本事業の推進に係る費用の補助対象経費については別記3に準ずるものとする。

第5 補助率

本事業を実施する地域協議会への補助率は、定額とする。

第6 機械の導入及びリース導入に係る留意事項

別記2第2の1の(5)により本事業を実施するために直接必要な機械の導入又はリース導入する場合は、以下のとおりとする。

(1) 共通

ア 本体価格が50万円以上の機械であること。

イ 本事業による導入又はリース導入の対象となる機械の導入を行う者（以下「導入者」という。）は、拡大計画を作成した交付対象者であること。

ウ 本事業による導入又はリース導入の対象となる機械の利用者は、原則として交付対象者並びに地域内の事業者及び農業者であること。

エ 原則、新品であること。ただし、都道府県協議会が必要と認める場合は、中古機械（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

オ 既存の機械の更新（当該既存の機械の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は、交付の対象としないものとする。

カ 機械の購入先の選定に当たっては、当該機械の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービスの活用等を通じて複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

キ 本事業により導入する機械について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

ク 導入する機械に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、導入者は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

ケ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して田植え機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。）を自社のWebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備しているメーカーのものを選定すること。

(2) 機械を導入する場合

ア 機械の利用期間は法定耐用年数以上とする。

イ 機械の導入を行った場合は、その機械の導入者が、地域協議会を通じて、交付等

要綱第27第3項に定める財産管理台帳の写しを、都道府県協議会に対して提出するものとする。都道府県協議会は、導入者から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 機械をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア リース期間は、法定耐用年数以内であること。

イ リース料に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）は、対象機械ごとに次に掲げる計算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は導入者がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

(ア) 「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×1/2以内

(イ) 「リース料交付額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」）×1/2以内

(4) 導入又はリース導入した機械の管理運営

ア 本事業により導入した機械のうち、1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、導入者による善良なる注意義務をもって当該機械を管理することとする。

また、導入者は、本事業により導入した機械を常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 機械の管理は、導入者が行うものとする。ただし、導入者が当該機械の管理運営を直接行い難い場合には、地域協議会を通じて、都道府県協議会と協議し、適当と認める者（以下「管理主体」という。）に管理運営をさせることができる。

ウ 都道府県協議会及び地域協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、導入者及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県協議会及び地域協議会は、関係書類の整備、機械の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、導入者及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

別記3（第5及び第7関係）

肥料価格高騰対策推進事業

第1 事業の目的

肥料価格高騰対策事業（以下「高騰対策事業」という。）及び化学肥料低減定着対策事業（以下「定着事業」という。）の効果を十分に発揮させるため、取組実施者及び地域協議会への当該事業の趣旨の徹底、適切な審査等の実施等を行うことにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

第2 事業の内容

1 肥料価格高騰対策推進事業（以下「推進事業」という。）において実施することができる取組内容は、以下に掲げるものとする。

（1）推進及び指導

事業実施主体は、高騰対策事業及び定着事業の概要並びに高騰事業及び定着事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、取組実施者及び地域協議会に対し、指導や助言等を行う。

（2）交付事務

事業実施主体は、取組実施者及び地域協議会から提出された申請書等の審査や取組実施者及び地域協議会に対する支援金及び交付金の交付等に係る事務を行う。

（3）実施確認

事業実施主体は、支援金又は交付金の交付の対象となる取組について、取組実施者又は地域協議会から提出された書類により、実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

（4）その他必要な事項

（1）から（3）までの取組のほかに、高騰対策事業及び定着事業の推進に必要な取組を行う。

第3 補助対象経費

補助対象経費は別表1に掲げる経費とする。

第4 補助率

推進事業を実施する事業実施主体への補助率は、定額とする。

別表1 (第7関係)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な備品に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
事業費	会場借上	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・USBメモリ等の低廉な記録媒体	
	燃料費	・本事業の実施に直接必要な現地確認等に要する燃料代	
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	役務費	・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費	
旅費		・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認等を事業実施主体等が行うための旅費	
謝金		・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び取組実施者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業を効率的に実施するために行う、事務の一部（申請書の記載確認、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等に係る経費	

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表 2 (別記 2 関係)

基本的な取組一覧

番号	取組の名称	別記 1 第 2 の 1 の (1) アからソまでの 取組項目
1	土壌・生育診断の推進支援	ア、イ、ウ、コ、セ
2	土壌分析体制の強化支援	ア、コ、セ
3	堆肥等の利用拡大支援	エ、オ、カ
4	耕畜連携の拡大支援	エ
5	国内資源活用肥料の利用拡大支援	エ、オ、カ、キ
6	堆肥等国内資源利用体制の強化支援	エ、オ、カ、キ
7	緑肥作物の作付拡大支援	ク
8	低成分肥料の利用拡大支援	コ
9	肥料の効率利用農機のモデル導入支援	サ、シ

※ 基本的な取組の取組個票を変更する場合、変更前後の関係がわかるよう追加部分を赤字とし、削除部分に取消線を付すこと。

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	土壌・生育診断の推進支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、土壌又は生育診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	ア、イ、ウ、コ、セ
取組内容	<p>①土壌診断又は生育診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、サービス提供事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月末日までのサービス利用料に係るものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	<p>①サービス提供事業者</p> <p>②地域の農業者の組織する団体</p> <p>※複数の申請があった場合は、必要に応じて、参加農業者数等を踏まえて選定する。</p>
交付単価	契約料金の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して実施するサービスの顧客リスト ・サービスを契約した又は契約することが確実なこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）契約料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	○○ha（地域内において土壌・生育診断を行う延べ面積）
事業費	○○円 基本料金○円＋（単価○円/人×農業者○名）
うち交付金の所要額	○○円 事業費の1/2

(別紙)

「土壌・生育診断の推進」における交付の条件

個票番号〇の「土壌・生育診断の推進」において、サービス提供事業者を交付対象者とすることは、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 契約料金

契約料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) サービス提供事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様のサービスの料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、同様のサービスが地域内で提供されていない場合は、近隣地域で提供されている料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

契約料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす契約料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	土壌分析体制の強化支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、地域における土壌分析体制の整備に係る費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	ア、コ、セ
取組内容	<p>土壌分析を行う事業者（以下「土壌分析事業者」という。）が、地域の農業者向けの分析点数の拡大を図るため、分析機器又は分析資材を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合、購入費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者が、地域内における分析点数の過去の実績よりも分析点数を拡大する計画（以下この取組個票において「拡大計画」という。）を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとする。 ・ 分析機器又は分析資材は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・ 交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	<p>土壌分析事業者</p> <p>※複数の申請があった場合は、必要に応じて、分析点数の拡大計画等を踏まえて選定する。</p>
交付単価	分析機器又は分析資材の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析機器若しくは分析資材を購入した又は購入することが確実なこと、契約日、納品日、購入額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・ (分析資材の場合) 分析料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	○○ha（分析点数の拡大分に係る対象面積の試算値）
事業費	<p>○○円</p> <p>分析機器○円×○台+分析資材○円×○点</p>

うち交付金の所要 額	〇〇円 事業費の 1/2
---------------	-----------------

(別紙)

「土壌分析体制の強化」における交付の条件

個票番号〇の「土壌分析体制の強化」のうち分析資材の購入について土壌分析事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 分析料金

土壌分析に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること

- (1) 土壌分析事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様の分析料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。

2 農業者の負担する金額

分析料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす分析料金から分析資材に係る交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	堆肥等の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の散布に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ、オ、カ
取組内容	<p>①堆肥等の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の散布契約を締結するか、</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする。 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。 汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料。 その他：動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料代替となる肥料。 ・令和6年3月末日までに堆肥等の散布を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	<p>①堆肥等散布事業者</p> <p>②地域の農業者の組織する団体</p>
交付単価	堆肥等散布：4,000円/t
交付単価の設定根拠	<p>堆肥等の運送費、散布費の1/2に相当する額として設定。 このうち、堆肥等の運送費は、ALICの「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から4,830円/tと算出。 また、堆肥等の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニュアルスプレッダーを用いた10a当たりの散布料金を3,561円と算出し、10a当たり1tの散布を行うものとして3,561円/tと設定。 これらの合計8,391円/tの1/2以内である4,000円/tと設定。</p>

取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆肥等の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥等の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・ (①の場合) 堆肥等の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	〇〇ha（堆肥等が散布される延べ面積）
事業費	〇〇円 堆肥等〇t×4,000円/t
うち交付金の所要額	〇〇円 (同上)

(別紙)

「堆肥等の利用拡大」における交付の条件

個票番号〇の「堆肥等の利用拡大」において、堆肥等散布事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 堆肥等散布に係る料金

堆肥等散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥等散布事業者が、本要領の施行日時時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥等の散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥等の散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥等の散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	耕畜連携の拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、耕種農家における堆肥の散布に要する費用の支援並びに畜産農家への稲わら及び麦わら（以下「稲わら等」という。）の利用に要する費用の支援を通じて、構築連携の推進を図る。
別記1第2の1の （1）アからソま での取組項目	エ
取組内容	<p>【堆肥散布】</p> <p>①堆肥散布を行う事業者（以下「堆肥散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥の散布契約を締結するか、</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、堆肥散布事業者と堆肥の散布契約を締結した場合、</p> <p>当該契約に要する費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく特殊肥料のうち、国内で発生したわら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。 ・対象とする契約は、令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに堆肥の散布を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。 <p>【稲わら等供給】</p> <p>上記の堆肥散布を行う耕種農家が生産した稲わら等を畜産農家に供給する事業者が、稲わら等の供給契約を畜産農家との間で締結した場合、当該契約に要する費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする契約は、令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに稲わら等の供給を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。

交付対象者	堆肥散布：①堆肥散布事業者、②地域の農業者の組織する団体 稲わら等供給：稲わら等の供給を行う事業者
交付単価	堆肥散布：4,000 円/t 稲わら等供給：2,000 円/t
交付単価の設定根拠	<p>【堆肥散布】 堆肥の運送費、散布費の 1/2 に相当する額として設定。 このうち、堆肥の運送費は、ALIC の「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から 4,830 円/t と算出。 また、堆肥の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニユアスプレッダーを用いた 10a 当たりの散布料金を 3,561 円と算出し、10a 当たり 1t の散布を行うものとして 3,561 円/t と設定。 これらの合計 8,391 円/t の 1/2 以内である 4,000 円/t と設定。</p> <p>【稲わら等供給】 稲わら等の輸送に係る経費の 1/2 に相当する額として設定。 具体的には、飼料自給率向上総合緊急対策のうち国産飼料の生産・利用拡大事業（国産粗飼料流通体制定着化）で設定されている単価（輸送経費の 1/2 として 50～100km 未満の輸送距離では 2,000 円/t）と同額を設定。</p>
取組実績の確認方法	<p>【堆肥散布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）堆肥の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等 <p>【稲わら等供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わら等の供給を受けた畜産農家が、地域内の耕種農家に堆肥の原料を供給した畜産農家であることが分かる書類（契約書類等） ・稲わら等の供給を契約した又は契約することが確実なこと、畜産農家ごとの稲わら等の供給量、契約日、供給日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・稲わら等の供給料金及び畜産農家の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	〇〇ha（堆肥が散布される延べ面積＋供給する稲わら等が収穫される延べ面積）
事業費	〇〇円 堆肥〇t×4,000 円/t＋稲わら等〇t×2,000 円/t
うち交付金の所要額	〇〇円 （同上）

「耕畜連携の拡大」における交付の条件

個票番号〇の「耕畜連携の拡大」において、堆肥散布について堆肥散布事業者を、稲わら等供給について稲わら等の供給を行う事業者を交付対象者とする場合、それぞれ次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

【堆肥散布について堆肥散布事業者を交付対象者とする場合】

1 堆肥散布に係る料金

堆肥散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥散布事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす堆肥散布に係る料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

【稲わら等供給について稲わら等の供給を行う事業者を交付対象者とする場合】

1 稲わら等の供給に係る料金

稲わら等の供給に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 稲わら等の供給を行う事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の稲わら等の供給に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に稲わら等の供給サービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 畜産農家が負担する金額

稲わら等の供給に対する対価を支払う際に畜産農家が負担する金額が、1の条件を満たす稲わら等の供給に係る料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ、オ、カ、キ
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、ペレットなど粒状に成形されているものに限る。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	200円/20kg
交付単価の設定根拠	<p>地域の農業者が対象肥料を利用する際に、化成肥料と比較した掛かり増し経費の1/2に相当する額として設定。</p> <p>①輸送費 全日本トラック協会の標準運賃表から10tトラックで化成肥料を250km輸送した際の費用を145円/20kgとし、化成肥料の約1.2倍の容積の対象肥料は29円/kgの掛かり増しとなる。また、堆肥等の供給地から製造工場、製造工場から小売店、小売店から農業者までの計3回の掛かり増し経費が発生すると想定し、87円/20kgと設定。</p> <p>②散布 地方自治体の農作業標準労賃を参考に、ブロードキャスターを用いた散布料金を1,560円/10aと算出。</p> <p>他方、単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10a（20kg袋で約4袋）と算出。これらを踏まえ、肥料20kg当たりの散布料金</p>

	<p>を $1,560 \text{ 円}/10\text{a} \div 4 \text{ 袋} = 390 \text{ 円}/20\text{kg}$ と算出。 このため化成肥料の約 1.2 倍の容積の対象肥料は 78 円/20kg の掛かり増しと設定。</p> <p>③土壌分析及び施肥設計 分析会社のサービス料金を参考に、1 点あたり土壌分析は 4,833 円、施肥設計が 4,625 円と設定。 1 ha につき 1 点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は $4,833 \text{ 円} + 4,625 \text{ 円} \div 10 = 946 \text{ 円}/10\text{a}$。 10a 当たり 20kg 入り袋の 4 袋のため 236 円/20kg と設定。 これらの合計 401 円/20kg の 1/2 である 200 円/20kg を交付単価として設定。</p>
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・ 対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	○○ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	○○円 200 円/20kg × ○kg
うち交付金の所要額	○○円 （同上）

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号〇の「国内資源活用肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1) 以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である200円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	堆肥等国内資源利用体制の強化支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の国内資源を活用した肥料の散布を行う事業者への散布機の導入に係る費用の支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ、オ、カ、キ
取組内容	<p>地域の農業者に対して肥料の散布サービスを行う事業者（以下「散布サービス事業者」という。）が、堆肥等の国内資源のみを原料とする肥料（以下「対象肥料」という。）やこれらを含む肥料の散布面積の拡大に向けて、必要な散布機（ブロードキャスター、マニユアスプレッダー等）を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合に、当該費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者が、地域内における対象肥料の過去の散布面積よりも散布面積を拡大する計画（以下この取組個票において「拡大計画」という。）を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとする。 ・ 散布機は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。
交付対象者	<p>散布サービス事業者（地域の農業者又は農業者の組織する団体を含む。）</p> <p>※複数の申請があった場合は、必要に応じて、散布面積の拡大計画等を踏まえて選定する。</p>
交付単価	散布機の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・ 散布機の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、契約日、納品日、購入額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）等
取組予定面積	○○ha（散布機による散布面積の拡大分の試算値）
事業費	<p>○○円</p> <p>散布機○円×○台</p>

うち交付金の所要 額	〇〇円 事業費の 1/2
---------------	-----------------

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	緑肥作物の作付拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付面積の拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	ク
取組内容	<p>種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子（以下「対象種子」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象種子は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象種子の販売を行う事業者
交付単価	対象種子の販売価格の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象種子の売買契約を締結したこと又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象種子の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象種子の販売価格及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	○○ha（緑肥作物が作付けされる面積の試算値）
事業費	○○円 種子価格○○円/kg×○○kg
うち交付金の所要額	○○円 事業費の1/2

(別紙)

「緑肥作物の作付拡大」における交付の条件

個票番号〇の「緑肥作物の作付拡大」において、種子の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 種子の販売価格

種子の販売価格は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 種子の販売事業者が、本要領の施行日時点で設定していた額以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で販売されている同様の種子の価格と比較して、同等の販売価格以下であることを証明できること。ただし、同様の種子が地域内で販売されていない場合は、近隣地域で販売されている価格と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

種子の購入代金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす代金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	低成分肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、特定の成分値が低い肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	コ
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす低成分肥料銘柄（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて明らかに低い（少なくとも5ポイント程度低い）肥料銘柄であること。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	100円/20kg
交付単価の設定根拠	<p>地域の農業者が対象肥料を利用する際に、一般的な化成肥料と比較して掛かり増しとなる経費（土壌分析及び施肥設計に要する経費）の1/2に相当する額として設定。</p> <p>①単位施肥量 単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10aと算出。1ha当たりの袋数（20kg入り）は約44袋と試算される。</p> <p>②土壌分析及び施肥設計 分析会社のサービス料金を参考に、1点あたり土壌分析は4,833円、施肥設計が4,625円と設定。 1haにつき1点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は4,833円+4,625円=9,458円/ha。</p>

	上記①及び②より、土壌分析・施肥設計の経費は約 200 円/20kg と算出され、その 1/2 である 100 円/20kg を交付単価として設定。
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	〇〇ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	〇〇円 100 円/20kg×〇kg
うち交付金の所要額	〇〇円 （同上）

(別紙)

「低成分肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号〇の「低成分肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である100円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	肥料の効率利用農機のモデル導入支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、地域における肥料の効率利用に資する可変施肥機及び局所施肥機の導入に係る費用の支援を通じて、導入効果を広く明らかにし、肥料の効率利用を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	サ、シ
取組内容	<p>地域の農業者、農業者の組織する団体や地域の農作業を代行する事業者が、肥料の効率利用に資する施肥機（以下「対象機械」という。）の導入成果を展示することを誓約した上で対象機械を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合、当該費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機械は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 可変施肥機（ドローンを含む。） イ) 局所施肥機（うね立て同時施肥機を含む。） ・交付対象者は、地域内における対象機械による過去の施肥面積よりも当該対象機械により施肥面積を拡大する計画（以下「拡大計画」という。）を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとする。 ・対象機械は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。
交付対象者	<p>対象機械を購入した地域の農業者、農業者の組織する団体又は地域の農作業を代行する事業者</p> <p>※複数の申請があった場合は、必要に応じて、拡大計画の内容等を踏まえて選定する。</p>
交付単価	対象機械の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・対象機械の売買契約を締結した又は締結することが確実であること、契約日、納品日、購入額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）等

取組予定面積	〇〇ha (対象機械による延べ作業面積見込み)
事業費	〇〇円 対象機械〇円×〇台
うち交付金の所要額	〇〇円 事業費の 1/2